

要件が緩和されました!

新婚さんの新生活を応援します! ~最大30万円!!~

町では、令和2年度に引き続き、新婚世帯に対して、住宅の購入や賃貸、引越にかかる費用を補助します。

最大30万円の補助となりますので、ご利用ください。

【対象世帯】(下線が要件緩和部分)

令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に婚姻届を提出し受理された夫婦で、かつ、婚姻日に夫婦とも39歳以下の次の要件をすべて満たす世帯。

- ①対象となる住居が町内にあること
- ②申請時に夫婦の双方または一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること
- ③平成31年1月1日から令和元年12月31日までの夫婦の所得を合算した世帯所得が400万円未満であること。ただし、申請時において無職の場合は、離職した者については所得なしとする。さらに、貸与型奨学金の返済をしている場合は、年間返済額を控除した額を世帯所得とする。
- ④他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

【対象費用】 令和3年1月1日から令和4年3月31日までの期間に、結婚を機に新たに物件を購入、賃借する際に要した費用のほか、引越しに係る実費。

【補助限度額】 1世帯当たり30万円

※その他詳細については下記へお問合せください。



11月はふるさと納税利用促進月間です

ふるさと納税利用促進月間とは?

ふるさと納税の意義を広く国民に伝え、制度の利用を一層広げるため、本町が加入している「ふるさと納税の健全な発展を目指す自治体連合」では、11月を「ふるさと納税利用促進月間」とし、広く制度の利用を呼びかけることにより、新たな利用者の拡大を図ることを予定しています。

八峰町では、「ふるさとチョイス」「さとふる」「楽天ふるさと納税」「ふるなび」「ふるさとぶらす」「JRE モール」の6サイトで申込みが可能です。

この機会に、ふるさと納税制度の理解を深め、ふるさとを想い、考えてみてはいかがでしょうか。

詳細は、下記 URL よりホームページをご覧ください

ホームページ : <http://www.town.happou.akita.jp/docs/2015090100149/>



八峰町巡回バス等運行に関するお知らせ

【八峰町巡回バス】

①11月2日(火)から毎週火・木・土曜日運行『岩館(海岸沿)・目名淵・本館方面』の滝の間・横間のバス停を変更しています。詳細は10月25日全戸配布チラシをご覧ください。

②八峰町巡回バスでは復路(道の駅みねはま→八峰町内)においては、路線上のバス停とバス停の間でも乗降できるフリー乗降区間としています。途中下車等される方はドライバーにお声がけください。

※ただし、国道沿いなど危険な場所は除きます。

【秋北バス(能代・峰浜線)】

③秋北バス(株)では障害者手帳をお持ちの方を対象に運賃の半額割引を実施しています。『能代・峰浜線』等を利用の方で障害者手帳をお持ちの方は降車の際に運転手に提示してください。

【問合せ先】 企画財政課 ☎76-4603

八峰町職員の給与などの状況をお知らせします

町職員の給与は、地方公務員法・地方自治法に基づき、議会の議決による条例で定められています。町では条例に基づき給与制度について、厳正な運用に努めます。町民の皆さんにご理解いただくため、職員の給与等について主なものをお知らせします。

1. 職員数の状況

(各年4月1日現在)

区分	職員数		増減数	主な増減理由
	令和2年	令和3年		
一般職	104人	101人	▲3人	退職・採用による
技能労務職	2人	2人	0人	
医師職	0人	0人	0人	
合計	106人	103人	▲3人	

2. 一般行政職の級別職員数の状況

(令和3年4月1日現在)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主事	主任	係長	課長補佐	課長	課長	
職員数	16人	8人	19人	19人	10人	6人	78人
構成比	20.5%	10.3%	24.4%	24.4%	12.8%	7.6%	100.0%
参考 1年前の構成比	22.8%	7.6%	29.1%	22.8%	10.1%	7.6%	100.0%

※一般行政職とは「地方公務員給与実態調査」に基づく区分であり、公表のうち「職員数の状況」の各年度職員数の合計から医療職・看護職、税務職、福祉職、企業職等を除いた職員数となります。

※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

3. 職員の給与の状況

(令和3年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均諸手当月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	306,100円	52,700円	358,800円	42歳1月
技能労務職	326,400円	10,000円	336,400円	58歳4月

※「平均給料月額」とは、各職種ごとの基本給の平均です。

※「平均諸手当月額」とは、扶養手当、住居手当、時間外手当などの平均です。

4. 初任給の状況

(令和3年4月1日現在)

区分	初任給
一般行政職	大学卒 181,928円
	高校卒 149,610円
技能労務職	高校卒 146,992円

5. 特別職の報酬等の状況

(令和2年度)

区分	給料・報酬月額
町長	750,000円
副町長	558,000円
教育長	510,000円
議長	276,000円
副議長	242,000円
議員	233,000円

6. 福利厚生状況

ア 福利厚生事業の概要

職員の病気、負傷、出産、死亡等に関することおよび退職年金に関することについては、地方公務員法第43条の規定に基づき共済制度が設けられることとされており、共済制度は、地方公務員等共済組合法に基づき実施されています。本町の職員は、秋田県市町村職員共済組合に加入しています。

イ 職員厚生費の状況

(令和2年度)

分類	主な事業	事業費
健康管理・安全衛生管理	職員健康診断	2,055千円
	人間ドック補助金	294千円

さらに詳しい内容は、町ホームページでご覧いただけます。
<http://www.town.happou.akita.jp> トップページ > 行政情報 > 情報公開